



(注)1 保険の療養費支給決定通知書、領収書等を添えて申請してください。

なお、医療保険での付加給付のある人は必ず申し出てください。

- 2 対象者が未成年の場合は、国民健康保険の世帯主(組合員)又は社会保険の被保険者(組合員)が申請代行者となります。
- 3 口座振込の場合は、対象者以外の口座には振込できませんので注意してください。
- 4 保険者番号は右詰めで、記入してください。
- 5 申請書の記入漏れがないようお願いします。
- 国に事前に登録した公金受取口座(※)を利用する場合は、「口公金受取口座を利用します。」のチェックボックスにチェックしてください。 (※公的終行の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第3条第1項、第4条第1項及び第6条第2項の規定による 登録に係る口座をいいます。)